

入札公告の一部訂正について

令和7年5月2日に公告した「十勝石沢林道ほか維持修繕工事」の入札公告につきまして、下記のとおり一部訂正します。

令和7年5月9 日

分任支出負担行為担当官
網走西部森林管理署 佐野 由輝

記

【訂正箇所】

入札公告

1 業務概要

誤：(3)	工事内容	除草工	224.1 k m
→正：(3)	工事内容	除草工	212.9 k m

以上

入札公告(建設工事)

(難工事施工実績評価方式)

次のとおり一般競争入札(政府調達対象外)に付します。

本工事は、電子契約システム試行対象案件である。

令和7年5月2日

分任支出負担行為担当官

網走西部森林管理署長 佐野 由輝

1 工事概要等

本工事を難工事に指定する。

本工事は、現場閉所による週休2日の試行工事(発注者指定方式)である。

本工事は、受発注者間の情報共有システムの活用工事である。

- (1) 工事名 十勝石沢林道ほか維持修繕工事(電子入札対象案件)
(電子契約試行対象案件)

- (2) 工事場所 紋別郡遠軽町丸瀬布ほか

- (3) 工事内容
- | | |
|-------|-----------|
| 除草工 | 224.1 k m |
| 路面整正工 | 28.1 k m |
| 側溝整備工 | 200 m |

- (4) 工期 契約締結日の翌日から令和7年10月15日まで

- (5) 本工事の入札は、電子入札システムにより行う。なお、電子入札システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。

- (6) 本工事は、契約手続きに係る書類の授受を、原則として電子契約システムで行う試行対象案件である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙契約方式に代えるものとする。

- (7) 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

- (8) 本工事は、受注者の施工体制の確保及び建設資材の確保を図るため、令和7年7月10日まで余裕期間を見込んだ工事である。

なお、余裕期間の技術者の配置は要しないものとする。

また、余裕期間内に、施工体制等の確保及び建設資材の確保が図られた場合は、監督職員との協議により工事着手できるものとする。

- (9) 主任技術者の専任に係る取扱いについては、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が直線距離で10 k m程度又は移動時間60分程度の近接した場所に



入札公告(建設工事)

(難工事施工実績評価方式)

次のとおり一般競争入札(政府調達対象外)に付します。

本工事は、電子契約システム試行対象案件である。

令和7年5月2日

分任支出負担行為担当官

網走西部森林管理署長 佐野 由輝

1 工事概要等

本工事を難工事に指定する。

本工事は、現場閉所による週休2日の試行工事(発注者指定方式)である。

本工事は、受発注者間の情報共有システムの活用工事である。

- (1) 工 事 名 十勝石沢林道ほか維持修繕工事(電子入札対象案件)
(電子契約試行対象案件)

- (2) 工事場所 紋別郡遠軽町丸瀬布ほか

- (3) 工事内容
- | | |
|-------|-----------|
| 除草工 | 212.9 k m |
| 路面整正工 | 28.1 k m |
| 側溝整備工 | 200 m |

- (4) 工 期 契約締結日の翌日から令和7年10月15日まで

- (5) 本工事の入札は、電子入札システムにより行う。なお、電子入札システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。

- (6) 本工事は、契約手続きに係る書類の授受を、原則として電子契約システムで行う試行対象案件である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙契約方式に代えるものとする。

- (7) 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

- (8) 本工事は、受注者の施工体制の確保及び建設資材の確保を図るため、令和7年7月10日まで余裕期間を見込んだ工事である。

なお、余裕期間の技術者の配置は要しないものとする。

また、余裕期間内に、施工体制等の確保及び建設資材の確保が図られた場合は、監督職員との協議により工事着手できるものとする。

- (9) 主任技術者の専任に係る取扱いについては、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が直線距離で10 k m程度又は移動時間60分程度の近接した場所に